

配食サービスについて

福山市「食」の自立支援事業として、栄養改善が必要な人に配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。

対象者

	対 象
年齢	65歳以上の高齢者
暮らし	在宅：一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等
認定等	要支援1と2、要介護1～5の認定者など
対象要件	栄養改善かつ安否確認の必要性が認められる者

利用回数

- ・1日1食（昼食または夕食）
- ・月曜から日曜のうち、週5日まで



利用手続き

申し込みは、担当のケアマネジャー（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護）を通して行ってください。

* 利用までの流れ

申出書（別紙）等を高齢者支援課もしくは各支所（保健福祉担当）に提出。
決定通知が届き次第、利用可能。

※配食サービスについての詳細は【福山市高齢者支援課ホームページ】内の、
【福山市「食」の自立支援事業(配食サービス)の利用・申請】をご覧ください。

「食」の自立支援事業（配食サービス）についてのお問い合わせは、
担当のケアマネジャーか地域包括支援センター野上をお願いします。

認知症をもっと身近に

2024年1月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らせる社会の実現を目指すためのものです。

今まで

認知症になったら…何もできなくなる
何もわからなくなる



これから

認知症になっても…個人としてできること、
やりたいことがある

地域で仲間と繋がって希望を持って、
自分らしく暮らし続けることができる



9月の認知症月間に合わせて、9/16～20に社会福祉法人さんよう主催の「オレンジウィーク」が行われました。包括野上からは、認知症地域支援推進員をはじめとする職員が認知症サポーター養成講座や認知症カフェなどのイベントに協力しました。



認知症について知り、自分にできる支援について考える「認知症サポーター養成講座」を学校や企業、地域のカフェやサロンで開催しています。お気軽にお問い合わせください。

認知症に関するお問い合わせ

福山市地域包括支援センター野上 ☎(084)921-0210 担当：福江